

令和8・9年度

京都府の後期高齢者医療 保険料率のお知らせ

今回の保険料の改定においては、物価高騰や診療報酬改定等による1人当たり医療費の増加に加え、子育て世代を社会全体で支える新しい仕組みである子ども・子育て支援金制度(子ども分)の施行等により保険料負担の増加が見込まれるなか、剰余金などの活用により可能な限り保険料の抑制につとめました。

後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、新保険料へのご理解をお願いいたします。

第10期保険料【令和8・9年度】(医療分+子ども分)

医療分

均等割額

59,590円

所得割額

賦課のもととなる
所得金額^{※2}

所得割率

10.15%

+

子ども分^{※1}

均等割額

1,350円

所得割額

賦課のもととなる
所得金額^{※2}

所得割率

0.25%

＝

年間保険料^{※3}

※1 子ども分は令和8年度分の額です。(令和9年度分は改めてお知らせします。)

※2 前年の総所得金額等から基礎控除額(430,000円)を控除した額です。

(合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額が段階的に少なくなります。)

※3 保険料の上限額は871,000円です。(医療分850,000円+子ども分21,000円)

保険料例は裏面のとおりです。

後期高齢者医療制度とは

次の方を対象(被保険者)とした医療保険制度です。

○京都府内にお住まいの75歳以上の方

○京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で、

申請により広域連合の認定を受けた方

※生活保護受給者は除きます。

※施設等に入所されている場合等京都府内にお住まいでなくても京都府の被保険者となる場合があります。

また、京都府内にお住まいでも京都府の被保険者とならない場合があります(住所地特例)。

保険料例（年額）

単身世帯のケース（年金収入のみ）

（ ）はうち子ども分

年金収入額	均等割額	所得割額	合計額	令和6・7年度との比較
100万円 (所得 0円)	17,090円 (405円)	0円 (0円)	17,090円 (405円)	188円 増
180万円 (所得 70万円)	30,470円 (675円)	28,080円 (675円)	58,550円 (1,350円)	815円 増
200万円 (所得 90万円)	48,752円 (1,080円)	48,880円 (1,175円)	97,632円 (2,255円)	1,095円 増
300万円 (所得 190万円)	60,940円 (1,350円)	152,880円 (3,675円)	213,820円 (5,025円)	3,485円 減

※年金所得は、令和8年度の場合で計算しています。

所得の低い方への軽減措置（令和8年度）

均等割額 世帯（被保険者全体と世帯主）の所得の合計に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

総所得金額等 ^{※1※2} （被保険者全体＋世帯主）が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数 ^{※3} －1）	医療分 7.2割 ^{※4} 子ども分 7割
基礎控除額（43万円）＋31万円×被保険者の数 ^{※5} ＋10万円×（給与所得者等の数 ^{※3} －1）	5割
基礎控除額（43万円）＋57万円×被保険者の数 ^{※5} ＋10万円×（給与所得者等の数 ^{※3} －1）	2割

※1 年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除されます。

※2 専従者給与（控除）及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※3 被保険者及び世帯主のうち、給与収入が55万円を超える者または公的年金等（※1の控除後）の所得を有する者の合計人数です。

※4 令和8、9年度については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条に基づく7割軽減に加え、更に0.2割の減額を行っています。

※5 被保険者の数は賦課期日（原則4月1日。年度途中で資格取得した場合は資格取得日）時点の人数です。

被扶養者

被扶養者であった方は、一定の軽減措置が受けられる場合があります。

後期高齢者医療制度は、
世代間で負担を
分かち合い、支え合う
仕組みになっています

費用

医療給付費

（医療機関等への支払いや健康診査に要する費用など）

負担

公費負担

（約5割）

現役世代からの支援金

（約4割）

保険料

（約1割）※

※保険料上昇抑制のための財源（剰余金、財政安定化基金の活用）

●令和8年度保険料額は、7月中にお住まいの市区町村から郵送でお知らせします。

マイナ保険証を一度使ってみてください！

マイナ保険証を利用すれば…

- 過去のお薬情報などが確認でき、より良い医療を受けることができます。
- 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。
- 救急搬送中の適切な応急処置などにも活用されます。

問合せ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局

☎075-344-1219／1202（平日8時30分～17時15分）

ホームページ <https://kouiki-kyoto.jp/>

または、お住まいの市区町村の担当窓口

子ども・子育て支援金制度の詳細はこちら

☎0120-303-272（コールセンター／平日9時～18時）

ホームページ <https://cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

